改定後(令和5年6月版)

改定前(令和5年4月版)

### 農業農村整備事業測量業務共通仕様書

令和5年6月

長崎県農林部農村整備課

農業農村整備事業測量業務共通仕様書目次 (略)

農業農村整備事業測量業務共通仕様書

第1章 総 則

第1節総則

第1条 適 用 ~ 第11条 業務計画書 (略)

### 第12条 業務実績データの作成及び登録

- 1 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績 1 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績 情報システム(テクリス)に基づき、登録機関に申請しなければならない。ただし、コリンズ・テ クリスの登録等に関する規約第3条二十四に掲げる機関についてはこの限りではない。
- 2 受注者は、受注・変更・完了・訂正時の業務実績情報について、受注・変更・完了時は契約締 結・変更契約・業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関 に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後は、当該登録内容確認資料を整理・保管するものとし、監督職員の請求が あった場合は、遅滞なく提示するものとする。

第13条 資料の貸与及び返却 ~ 第39条 保険加入の義務 (略)

## 農業農村整備事業測量業務共通仕様書

令和5年4月

長崎県農林部農村整備課

農業農村整備事業測量業務共通仕様書 目次 (略)

農業農村整備事業測量業務共通仕様書

第1章 総 則

第1節総則

第1条 適 用 (略)

### 第12条 業務実績データの作成及び登録

- 情報システム(テクリス)に基づき、登録機関に申請しなければならない。
- 2 受注者は、受注・変更・完了・訂正時の業務実績情報について、受注・変更・完了時は契約締 結・変更契約・業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関 に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後は、当該登録内容確認資料を整理・保管するものとし、監督職員の請求 があった場合は、遅滞なく提示するものとする。

第13条 資料の貸与及び返却 ~ 第39条 保険加入の義務 (略)

# 農業農村整備事業業務等共通仕様書の新旧対照表

改定後(令和5年6月版)	改定前(令和5年4月版)